

# 一般事業主行動計画

## 次世代育成支援対策推進法

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日までの5年間

### 目標 ①

所定外労働を削減するため「ノー残業デー」を実施する。

### 対策

令和5年1月～ 所定外労働の現状を把握

令和5年2月～ 社内検討委員会での検討開始、業務効率案・残業削減策をまとめ、従業員への周知

令和5年4月～ ノー残業デーの実施(毎週水曜日)

### 目標 ②

年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

### 対策

令和5年2月～ 年間業務の状況について把握

令和5年4月～ 有給休暇の希望を取り柔軟な管理調整、取組の開始